

## 後見支援預金口座利用規定

### 1. (利用対象者)

家庭裁判所（以下「裁判所」という）が指示書を交付した成年後見人または未成年後見人

### 2. (取扱店の範囲)

この預金は、口座取引店の窓口のみで取扱います。また、追加の預金の預け入れの場合に限り当金庫ATMでの通帳のお取扱いができます。

### 3. (キャッシュカードの取扱い)

キャッシュカードを発行することはできません。

### 4. (総合口座取引)

総合口座として利用することはできません。

### 5. (預金の預け入れ)

この預金に預け入れるときは、当金庫所定の「後見支援預金にかかる手続申込書」(以下「手続申込書」)に届出の印章により記名押印し、裁判所の指示書とともに提出してください。なお、追加の預金の預け入れの際は、裁判所の指示書は不要です。

### 6. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち、裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 7. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、裁判所の指示する手続きに基づき、振込金の入金記帳を取消します。

### 8. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 9. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、手続申込書に届出の印章により記名押印し、裁判所の指示書とこの通帳とともに提出してください。

### 10. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

#### 11. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く)1000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第3土曜日の翌日に、店頭に掲示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。

#### 12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、手続申込書に届出の印章により記名押印し、裁判所からの「指示書」とこの通帳とともに提出してください。
- (2) 預金者(成年被後見人または未成年被後見人)が亡くなった場合は、相続手続きによりお支

払います。

- (3) 未成年被後見人が成人に達した場合は、通常の解約手続きに準じてお支払いします。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が共通規定の第7条に違反した場合
  - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合は、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

### 13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
  - ② 複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ③ 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
  - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 14. (適用規定)

本規定に記載のない事項については、「預金規定集」の「共通規定」および「普通預金規定」の記載に準じるものとします。

### 15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします

以上